

○国土交通省令第九十五号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(i)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 一～四 (略)

	(i)	(略)	図書の種類	明示すべき事項
	配置図	(略)		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別延焼のおそれのある部分

改正前

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(i)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 一～四 (略)

	(i)	(略)	図書の種類	明示すべき事項
	配置図	(略)		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別

	二	(は)・(ろ)			
		(略)	(略)	各階平面図	
(ろ)			(略)	(略)	防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置
			申請に係る建築物が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第三百三十七條の四の二第三号に規定する措置		

	二	(は)・(ろ)			
		(略)	(略)	各階平面図	
(ろ)			(略)	(略)	
			申請に係る建築物が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二(令第三百三十七條の四の二に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第三百三十七條の四の三第三号に規定する措置		

		(二)	(一)	
		法第二十一條の規定が適用される建築物		(略)
		法第二十一條の規定が適用される建築物		(略)
図書の種類 明示すべき事項	各階平面図 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 スプリンクラー設備等消火設備の配置 袖壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ	二面以上の立面図 開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法	耐火構造等の構造詳細図 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	その他法第二十一條第二項の規定に適合することの確認に必要な図書 法第二十一條第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

		(二)	(一)	
		法第二十一條の規定が適用される建築物		(略)
		法第二十一條の規定が適用される建築物		(略)
図書の種類 明示すべき事項	各階平面図 耐力壁及び非耐力壁の位置 壁等の位置 壁等による区画の位置及び面積	耐火構造等の構造詳細図 主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	その他法第二十一條第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書 法第二十一條第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	

(六)	(五)・(四)	(三)	
法第二十五条の規定が適用される建築物	(略)	法第二十二條の規定が適用される建築物	法第二十一條第三項の規定が適用される建築物
			各階平面図
各階平面図	(略)	その他法第二十二條の規定に適合することの確認に必要図書	耐火構造等の構造詳細図
(略)			その他法第二十一條第三項の規定に適合することの確認に必要図書
		令第九十九條の九に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	火熱遮断壁等の位置
		令第九十九條の八に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法

(六)	(五)・(四)	(三)	
法第二十五条の規定が適用される建築物	(略)	法第二十二條の規定が適用される建築物	
各階平面図	(略)	その他法第二十二條の規定に適合することの確認に必要図書	
二面以上の断面図			令第九十九條の八に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
延焼のおそれのある部分	(略)		

(六)		(五)	(四)	(三) 〽 (九)
法第三十六條の規定が適用される	令第百九條の二	(略)	法第三十五條の二の規定が適用される建築物	(略)
(略)	(略)	(略)	令第百二十八條の六の規定が適用される建築物	(略)
(略)	(略)	(略)	令第百二十八條の五に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	(略)
(略)		(略)	室内仕上げ表	の規定に適合することの確認に必要な図書
(略)		(略)	令第百二十八條の五に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	必要な事項

(六)		(五)	(四)	(三) 〽 (九)
法第三十六條の規定が適用される	令第百九條の二	(略)	法第三十五條の二の規定が適用される建築物	(略)
(略)	(略)	(略)	令第百二十八條の六の規定が適用される建築物	(略)
(略)	(略)	(略)	令第百二十八條の五に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	(略)
(略)		(略)	室内仕上げ表	の規定に適合することの確認に必要な図書
(略)		(略)	令第百二十八條の五に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	必要な事項

		建築物	
令第百九条の二の二	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物
令第百九条の二の二	令第百九条の二の二第三項の規定に適合	令第百九条の二の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百九条の二の二第二項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		防火上有害な変形、亀裂その他の損傷に 関する図書	令第百九条の二の二第二項ただし書に規定する計算又は実験による検証内容

		建築物	
令第百九条の二の二	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物
令第百九条の二の二	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物
		防火上有害な変形、亀裂その他の損傷に 関する図書	令第百九条の二の二第二項ただし書に規定する計算又は実験による検証内容

令第百 十二条 第二十 項及び 第二十 一項の 規定が 適用さ れる建 築物	(略)	令第百 十二条 第一項 から第 十八項 までの 規定が 適用さ れる建 築物	第三項 の規定 が適用 される 建築物
(略)	(略)	(略)	することの確 認に必要な図 書 要な事項

令第百 十二条 第二十 項及び 第二十 一項の 規定が 適用さ れる建 築物	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

<p>第八條の四の規定が適用さ</p>	<p>令第百十四條の規定が適用される建築物</p>	<p>令第百十二條第二項の規定が適用される建築物</p>	<p>令第百十二條第二項の規定が適用される建築物</p>
<p>各階平面図</p>	<p>令第百十四條第六項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>(略)</p>	<p>令第百十二條第二十二項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>
<p>令第百八條の三に該当する部分その他必要な事項を示す位置</p>	<p>令第百十四條第六項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項</p>	<p>令第百九條の二の二第三項に規定する建築物に該当することを確認するために必要な事項</p>	<p>令第百十二條第二十二項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項</p>

<p>令第百十四條の規定が適用される建築物</p>	<p>(略)</p>
---------------------------	------------

		(四)	(五) (七)	
		法第六 十一條 の規定 が適用 される 建築物		(略)
法第六 十一條 第二項 の規定 が適用	各階平面図 耐火構造等の 構造詳細図	令第百 三十六 条の二 第五号 の規定 が適用 される 建築物	法第六 十一條 第一項 本文の 規定が 適用さ れる建 築物	
	火熱遮断壁等の断面の構造 、材料の種別及び寸法	(略)	(略)	

		(四)	(五) (七)	
		法第六 十一條 の規定 が適用 される 建築物		(略)
		令第百 三十六 条の二 第五号 の規定 が適用 される 建築物	法第六 十一條 本文の 規定が 適用さ れる建 築物	
		(略)	(略)	

		(六)	(六) 〽 (四)	
		<p>法第八十六條の七の規定が適用される建築物</p>		(略)
<p>令第三百三十七條の二の二第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>各階平面図</p>	<p>令第三百三十七條の二の二第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>(略)</p>	<p>される建築物</p>
<p>その他令第三百三十七條の二の二第一項の規定に適合することの必要な図書</p>	<p>増築又は改築に係る部分</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>その他法第六十一條第二項の規定に適合することの必要な図書</p>
<p>令第三百三十七條の二の二第一項の規定に適合することの必要な事項</p>				<p>令第九條の八に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
		(六)	(六) 〽 (四)	
		<p>法第八十六條の七の規定が適用される建築物</p>		(略)
		<p>令第三百三十七條の二の二第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

令第百	建築物 の適用が 規定が の四の 条の二 三十七 令第百	各階平面図	その他令第百 三十七条の二 の四の規定に 適合すること の確認に必要 な図書	令第百 三十七 条の二 の三の 規定が 適用さ れる建 築物	その他令第百 三十七条の二 の三の規定に 適合すること の確認に必要 な図書	各階平面図	令第百三十七条の二の二第 二項の規定に適合することの 確認 項	令第百 三十七 条の二 の二第 二項の 規定が 適用さ れる建 築物	その他令第百 三十七条の二 の二第二項の 規定に適合す ることの確認 に必要な図書	各階平面図	令第百三十七条の二の二第 二項の規定に適合すること を確認するために必要な事 項	令第百 三十七 条の二 の二第 二項の 規定が 適用さ れる建 築物	その他令第百 三十七条の二 の二第二項の 規定に適合す ることの確認 に必要な図書	各階平面図	増築又は改築に係る部分
令第百	令第百 三十七 条の二 の四の 規定が 適用さ れる建 築物	各階平面図	令第百三十七条の二の四の 規定に適合することを確認 するために必要な事項	令第百 三十七 条の二 の三の 規定が 適用さ れる建 築物	令第百三十七条の二の三の 規定に適合することを確認 するために必要な事項	各階平面図	増築又は改築に係る部分	令第百 三十七 条の二 の二第 二項の 規定が 適用さ れる建 築物	令第百三十七条の二の二第 二項の規定に適合すること を確認するために必要な事 項	各階平面図	増築又は改築に係る部分	令第百 三十七 条の二 の二第 二項の 規定が 適用さ れる建 築物	令第百三十七条の二の二第 二項の規定に適合すること を確認するために必要な事 項	各階平面図	増築又は改築に係る部分

令第 百三 十七 条の 四の 規定 が適 用さ れる 建築	令第 百三 十七 条の 四の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	各階 平面 図	令第 百三 十七 条の 三の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 三の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 三の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 が適 用さ れる 建築	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書

令第 百三 十七 条の 四の 規定 が適 用さ れる 建築	令第 百三 十七 条の 四の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	各階 平面 図	令第 百三 十七 条の 三の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 三の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 三の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 が適 用さ れる 建築	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書	令第 百三 十七 条の 二の 五の 規定 に適 合す ること の確 認に 必要 な図 書

令第百三十七條の十の七の規定が適用	(略)	各階平面図	増築又は改築に係る部分	(略)	令第百三十七條の六の四第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分	(略)	令第百三十七條の六の三第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分

令第百三十七條の十の七の規定が適用	(略)	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

令第百三十七 条の十 一の三 の規定 が適用 が適用	各階平面図	耐火構造等の 構造詳細図	建築物 される が適用 の規定 一の二 の二の 規定に 適合す ること の確認 に必要 な図書	令第百 三十七 条の十 一の二 の規定	その他令第 百三十七 条の十 一の二の 規定に 適合す ること の確認 に必要 な図書	各階平面図	令第百 三十七 条の十 一の二 の規定 に適合 すること の確認 に必要 な図書	令第 百三十 七条の 十一の 規定が 適用さ れる建 築物	され る建 築物	す るこ との 確 認に 必要 な 図 書
				令第百 三十七 条の十 一の三 の規定 が適用 が適用						

令第 百三十 七条の 十一の 規定が 適用さ れる建 築物	面積表	基準時以後の増築又は改築 に係る部分	令第 百三十 七条の 十一の 規定が 適用さ れる建 築物	され る建 築物	す るこ との 確 認に 必要 な 図 書

七条 三十 令第百	(略)	物 用され 定が適 項の規 二第七 条の十 令第百 三十七 条の十	物 用され 定が適 項の規 二第六 条の十 令第百 三十七 条の十	物 用され 定が適 項の規 二第五 条の十
		耐火構造等の (略)	耐火構造等の (略)	耐火構造等の (略)
		令第百三十七 条の十二第七 項の認定の内 容に適合する ことの確認に 必要な図書	令第百三十七 条の十二第六 項の認定の内 容に適合する ことの確認に 必要な図書	
		当該認定に係る建築物の敷 地、構造、建築設備又は用 途に関する事項	当該認定に係る建築物の敷 地、構造、建築設備又は用 途に関する事項	

七条 三十 令第百	(略)			
		耐火構造等の (略)	耐火構造等の (略)	耐火構造等の (略)

(六)		(六) (五)		
建築物 造部を有する建 障がない主要構 上及び避難上支 に規定する防火 令第八百八条の三	(略)	(略)	(略)	の十 四の 規定 が適 用さ れる 建築 物
				構造詳細図
各階平面図		(略)	(略)	令第三百三十七 条の十四第二 号の規定に適 合することの 確認に必要な 図書
防火設備の位置及び種別	開口部の位置及び寸法			令第三百三十七条の十四第二 号に規定する建築物の部分 に該当することを確認する ために必要な事項
当該主要構造部を区画する 床及び壁の位置				

(六)		(六) (五)		
(略)	(略)	(略)	(略)	の十 四の 規定 が適 用さ れる 建築 物
				構造詳細図
		(略)	(略)	令第三百三十七 条の十四第二 号の規定に適 合することの 確認に必要な 図書
				令第三百三十七条の十四第二 号に規定する建築物の部分 に該当することを確認する ために必要な事項

		(四)			
		令第二百二十八条の七第一項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物			
		(略)		防火区画検証法により検証した際の計算書	
		区画避難安全検証法により検証した際の計算書		発熱量計算書	
		(略)		令第二百二十八条の四第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量	
		令第二百二十八条の七第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法		令第二百二十八条の四第一項第一号(2)及びロ基準への適合性審査に必要な事項	
		令第二百二十八条の七第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法		令第二百二十八条の四第一項第一号(2)及びロ基準への適合性審査に必要な事項	
		(五)			
		令第二百二十八条の六第一項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物			
		(略)		防火区画検証法により検証した際の計算書	
		区画避難安全検証法により検証した際の計算書		発熱量計算書	
		(略)		令第二百二十八条の三第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量	
		令第二百二十八条の六第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法		令第二百二十八条の三第一項第一号(2)及びロ基準への適合性審査に必要な事項	
		令第二百二十八条の六第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法		令第二百二十八条の三第一項第一号(2)及びロ基準への適合性審査に必要な事項	

(七) ㄱ (-)		四 三	(㉔) · (㉕)	
(略)	(い)	(略)	(略)	
	(ろ)			<p>令第百二十八条の七第三項 第一号ニに規定する区画避難時間及びその算出方法</p> <p>令第百二十八条の七第三項 第一号ホに規定する区画煙降下時間及びその算出方法</p> <p>令第百二十八条の七第三項 第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法</p> <p>令第百二十八条の七第三項 第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法</p>

(七) ㄱ (-)		四 三	(㉔) · (㉕)	
(略)	(い)	(略)	(略)	
	(ろ)			<p>令第百二十八条の六第三項 第一号ニに規定する区画避難時間及びその算出方法</p> <p>令第百二十八条の六第三項 第一号ホに規定する区画煙降下時間及びその算出方法</p> <p>令第百二十八条の六第三項 第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法</p> <p>令第百二十八条の六第三項 第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法</p>

(七)	(六)	(六) 〃 (五)	(五)	(四) ・ (三)	(九)	(八)
防火設備を法第六十一条第一項の認定を受けたものとする建築物	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第六十一条第一項の認定を受けたものとする建築物	(略)	特定主要構造部を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	(略)	壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火設備を法第二十一条第二項の認定を受けたものとする建築物	特定主要構造部を法第二十一条第一項の認定を受けたものとする建築物
法第六十一条第一項に係る防火設備に関する認定書の写し	法第六十一条第一項に係る建築物の部分に関する認定書の写し		法第二十七条第一項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し		法第二十一条第二項に係る認定書の写し	法第二十一条第一項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し

(七)	(六)	(六) 〃 (五)	(五)	(四) ・ (三)	(九)	(八)
防火設備を法第六十一条の認定を受けたものとする建築物	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第六十一条の認定を受けたものとする建築物	(略)	主要構造部を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	(略)	壁等を法第二十一条第二項第二号の認定を受けたものとする建築物	主要構造部を法第二十一条第一項の認定を受けたものとする建築物
法第六十一条に係る防火設備に関する認定書の写し	法第六十一条に係る建築物の部分に関する認定書の写し		法第二十七条第一項に係る主要構造部に関する認定書の写し		法第二十一条第二項第二号に係る認定書の写し	法第二十一条第一項に係る主要構造部に関する認定書の写し

(四六)	(四七)	(四八)	(四九)	(五〇)	(五一)	(五二)	(五三)	(五四)	(五五)
壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火設備を令第百九	(略)	(略)	防火設備を令第百八条の四第四項の認定を受けたものとする建築物	特定主要構造部を令第百八条の四第一項第二号の認定を受けたものとする建築物	床、壁又は防火設備を令第百八条の三第一号の認定を受けたものとする建築物	建築物の部分令第百八条の三第一号の認定を受けた床、壁又は防火設備で区画されたものとする建築物	(略)	(略)	(略)
の写し			令第百八条の四第四項に係る認定書の写し	令第百八条の四第一項第二号に係る認定書の写し	令第百八条の三第一号に係る床、壁又は防火設備に関する認定書の写し	令第百八条の三第一号に係る建築物の部分に関する認定書の写し			

(四六)	(四七)	(四八)	(四九)	(五〇)	(五一)	(五二)	(五三)	(五四)	(五五)
(略)	(略)	(略)	防火設備を令第百八条の三第四項の認定を受けたものとする建築物	主要構造部を令第百八条の三第一項第二号の認定を受けたものとする建築物			(略)	(略)	(略)
			令第百八条の三第四項に係る認定書の写し	令第百八条の三第一項第二号に係る認定書の写し					

(六)	(五)	(四)・(三)	(二)	(一)・(五)	(四)	(三)・(四)	
特定主要構造部を令第三百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定を受けたものとする建築物	(略)	(略)	令第三百二十八条の七第一項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物	(略)	建築物の部分の構造を令第三百十二条第三項の認定を受けたものとする建築物	(略)	条の八の認定を受けたものとする建築物
令第三百三十七条の二の二第一項第一号ロに係る認定書の写し			令第三百二十八条の七第一項に係る認定書の写し		令第三百十二条第三項に係る認定書の写し		

(六)	(五)・(四)	(三)	(二)・(四)	(三)	(二)・(三)	
(略)	(略)	(略)	令第三百二十八条の六第一項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物	(略)	建築物の部分の構造を令第三百十二条第三項の認定を受けたものとする建築物	(略)
			令第三百二十八条の六第一項に係る認定書の写し		令第三百十二条第三項に係る認定書の写し	

(七)	(七)	(七)	(七)	(六)	(六)	(六)
(略)	増築又は改築に係る部分を令 第三百三十七条の十一第一号イ (2)の認定を受けたものとする 建築物	防火設備を令第三百三十七条の 十第一号ロ(4)の認定を受けた ものとする建築物	増築又は改築に係る部分を令 第三百三十七条の十第一号イ(2) の認定を受けたものとする建 築物	増築又は改築に係る部分を令 第三百三十七条の四第一号ロの 認定を受けたものとする建築 物	外壁を令第三百三十七条の二の 四第一号ロの認定を受けたも のとする建築物	増築又は改築に係る部分を令 第三百三十七条の二の二第二項 第一号ロの認定を受けたもの とする建築物
	令第三百三十七条の十一第一号 イ(2)に係る認定書の写し	令第三百三十七条の十第一号ロ (4)に係る認定書の写し	令第三百三十七条の十第一号イ (2)に係る認定書の写し	令第三百三十七条の四第一号ロ に係る認定書の写し	令第三百三十七条の二の四第一 号ロに係る認定書の写し	令第三百三十七条の二の二第二 項第一号ロに係る認定書の写 し

(六)	(六)
(略)	防火設備を令第三百三十七条の 十第四号の認定を受けたもの とする建築物 令第三百三十七条の十第四号に 係る認定書の写し

・ (五)	(四)	(三) ・ (二)	(一)	五	(七五) ・ (七四)
(略)	令第百二十八条の七第一項の 区画避難安全検証法により区 画避難安全性能を有すること を確かめた区画部分を有する 建築物	(略)	特定主要構造部を法第二条第 九号の二イ(2)に該当する構造 とする建築物(令第百八条の 四第一項第一号に該当するも のに限る。)	(い)	(略)
	令第百二十八条の七第一項の 区画避難安全検証法により検 証をした際の計算書		一 令第百八条の四第一項第 一号の耐火性能検証法によ り検証をした際の計算書 二 当該建築物の開口部が令 第百八条の四第四項の防火 区画検証法により検証をし たものである場合にあつて は、当該検証をした際の計 算書	(ろ)	

・ (五)	(四)	(三) ・ (二)	(一)	五	(六五) ・ (六四)
(略)	令第百二十八条の六第一項の 区画避難安全検証法により区 画避難安全性能を有すること を確かめた区画部分を有する 建築物	(略)	主要構造部を法第二条第九号 の二イ(2)に該当する構造とす る建築物(令第百八条の三第 一項第一号に該当するものに 限る。)	(い)	(略)
	令第百二十八条の六第一項の 区画避難安全検証法により検 証をした際の計算書		一 令第百八条の三第一項第 一号の耐火性能検証法によ り検証をした際の計算書 二 当該建築物の開口部が令 第百八条の三第四項の防火 区画検証法により検証をし たものである場合にあつて は、当該検証をした際の計 算書	(ろ)	

(九)		(八) 5 (-)			(六)
法第三十五條の規定が適用される建築設備		(略)	(イ)		
用非常れる用さが適規定節の第四	令第五章		(略)	図書の種類	明示すべき事項
	各階平面図	(略)			
令第二百二十六條の四第二項の規定に適合することの確認に必要な図書		令第二百二十六條の四第二項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項		(五)	

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 一 四 (略)

(九)		(八) 5 (-)			(六)
法第三十五條の規定が適用される建築設備		(略)	(イ)		
用非常れる用さが適規定節の第四	令第五章		(略)	図書の種類	明示すべき事項
	各階平面図	(略)			

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 一 四 (略)

(五) (十)	(略)	照明 装置
		(略)

二 (略)
5 (略)

(確認済証等の様式等)

第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同規則第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

(五) (十)	(略)	照明 装置
		(略)

二 (略)
5 (略)

(確認済証等の様式等)

第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同規則第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

配置図	(略)
図書の種類	明示すべき事項
(略)	

3 法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合
 (略)

4 法律第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
 第三条 (略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
 一 三 (略)

配置図	(略)
図書の種類	明示すべき事項
(略)	

3 法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合
 (略)

4 法律第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
 第三条 (略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
 一 三 (略)

(略)	
	敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第三百三十八条第四項第二号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）

3
3
8 (略)

(略)	令第九号の十の技術的基準に適合する構造	(略)
	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第九号の十の技術的基準に適合する構造	
令第九号の九の技術	令第三百三十六条の二の二の技術的基準	

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
 第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。
 一～十一 (略)
 十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

(略)	
	敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第三百三十八条第三項第二号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）

3
3
8 (略)

(略)	令第九号の九の技術的基準に適合する構造	(略)
	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第九号の九の技術的基準に適合する構造	
令第九号の八の技術	令第三百三十六条の二の二の技術的基準	

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
 第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。
 一～十一 (略)
 十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

<p>的基準に適合する構造</p>	<p>に適合する構造又は令第百九条の九の技術的基準に適合する構造</p>
<p>(略)</p>	<p>令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第一号ロ(4)の技術的基準に適合する防火設備</p>
<p>(略)</p>	<p>特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備、令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第一号ロ(4)の技術的基準に適合する防火設備</p>

十三〇十六 (略)
二〇四 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行わなければならない。

<p>的基準に適合する構造</p>	<p>に適合する構造又は令第百九条の八の技術的基準に適合する構造</p>
<p>(略)</p>	<p>令第百三十六条の二第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備</p>
<p>(略)</p>	<p>特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備、令第百三十六条の二第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備</p>

十三〇十六 (略)
二〇四 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行わなければならない。

2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたと旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二 (略)

3 (略)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2) (略)

(3) 第一条の三第一項の表四の(七)項、(七)項、(三十四)項から(四十一)項まで、(三十四)項及び(三十五)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理

2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたと旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二 (略)

3 (略)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2) (略)

(3) 第一条の三第一項の表四の(七)項、(七)項、(三十四)項から(四十一)項まで、(三十四)項及び(三十五)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理

由により、提出を求める場合に限る。）

二〇四 (略)

二〇四 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一〇三 (略)

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十三条第一項の規定に要した図書及び書類

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に要した図書及び書類（同法第三十六条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第十条第一項又は同法第五十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一条第一項又は同法第五十五条第一項の規

由により、提出を求める場合に限る。）

二〇四 (略)

二〇四 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一〇三 (略)

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十三条第一項の規定に要した図書及び書類

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に要した図書及び書類（同法第三十六条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第十条第一項又は同法第五十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一条第一項又は同法第五十五条第一項の規

規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五〇七 (略)

2 (略)

(台帳の記載事項等)

第六条の三 (略)

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

三〇六 (略)

(国の機関の長等による建築主事に対する通知等)

第八条の二 (略)

二〇二〇 (略)

21 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第二条第一項	(略)
	(略)	(略)
(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第七条第五項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第七条第五項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第七条第五項

定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五〇七 (略)

2 (略)

(台帳の記載事項等)

第六条の三 (略)

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

三〇六 (略)

(国の機関の長等による建築主事に対する通知等)

第八条の二 (略)

二〇二〇 (略)

21 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第二条第一項	(略)
	(略)	(略)
(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第七条第五項
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第七条第五項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第七条第五項

(略)	第二条第四項		(略)	(略)	第二条第二項第五号			
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項						
(略)	第二条第四項		(略)	(略)	第二条第二項第五号			
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項						

(略)	第二条第四項		(略)	(略)	第二条第二項第五号			
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第七項						
(略)	第二条第四項		(略)	(略)	第二条第二項第五号			
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第七項						

(主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分の位置等の表示)

第八条の四 令第八十条の三各号のいずれにも該当する部分を有する建築物については、その出入口その他の見やすい場所に、当該部分の位置その他必要な事項を表示しなければならない。

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第十条の四の二 法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項、令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は令第三百三十七条の十六第二号の規定(以下この条において「認定関係規定」という。)による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 4 (略)

(容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備)

第十条の四の四 法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。第十条の四の六第一項及び第十条の四の九第一項において同じ。)の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

(型式適合認定の申請)

(新設)

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第十条の四の二 法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項又は令第三百三十七条の十六第二号の規定(以下この条において「認定関係規定」という。)による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 4 (略)

(容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備)

第十条の四の四 法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。第十条の四の六第一項及び第十条の四の九第一項において同じ。)の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八条の十一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二（略）

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八百八条の四第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十八条の七第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五（略）

2・3（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

（第四面）

建築物別概要

【1. 番号】～【4. 構造】（略）

【5. 主要構造部】

耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）

耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）

建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

第十条の五の二 法第六十八条の十一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二（略）

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八百八条の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五（略）

2・3（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

（第四面）

建築物別概要

【1. 番号】～【4. 構造】（略）

【5. 主要構造部】

耐火構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】～【19. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
 - ①～⑨ (略)
 - ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨(提出先を変更した場合において)は、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】～【19. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
 - ①～⑨ (略)
 - ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨(提出先を変更した場合において)は、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかなる場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

①～⑤ (略)

⑥ 5欄は、「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」、「同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れて

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかなる場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

①～⑤ (略)

⑥ 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」、「同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合す

ください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧～⑩ (略)

㉔ 主要構造部の全部又は一部に燃えしる設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。）を用いたものについては、19欄にその旨を記入してください。

㉕ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、19欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

㉖・㉗ (略)

6. . 7. (略)

第十一号様式（第三条、第三条の三関係）（A4）

（注意）

1. . 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑧ (略)

⑨ 6欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第4項第3号に掲げる工作物について記入してください。

⑩ (略)

⑪ 建築基準法施行令第138条第4項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第2(㉔)項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。

る構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧～⑩ (略)

（新設）

（新設）

㉖・㉗ (略)

6. . 7. (略)

第十一号様式（第三条、第三条の三関係）（A4）

（注意）

1. . 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑧ (略)

⑨ 6欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第3項第3号に掲げる工作物について記入してください。

⑩ (略)

⑪ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第2(㉔)項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。

⑫～⑯ (略)

第十二号様式 (第三条、第三条の三、第十一条の三関係) (A4)

(注意)

1. (略)
2. 第二面関係

① (略)

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別 (申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げられるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。) を明示してください。

第三十六号の二様式 (第五条関係) (A4)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係

①～⑥ (略)

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の4第2項に規定する耐火性能検査法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検査法」のチェックボックスに、同令第108条の4第5項に規定する防火区画検査法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検査法」のチェックボックスに、同令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検査法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検査法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検査法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検査法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検査法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検査法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検査法」の場

⑫～⑯ (略)

第十二号様式 (第三条、第三条の三、第十一条の三関係) (A4)

(注意)

1. (略)
2. 第二面関係

① (略)

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別 (申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げられるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。) を明示してください。

第三十六号の二様式 (第五条関係) (A4)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係

①～⑥ (略)

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検査法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検査法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検査法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検査法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検査法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検査法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検査法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検査法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検査法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検査法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検査法」の場

合は区画避難安全性を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合には階避難安全性を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑧～⑯ (略)
- 4. . 5. (略)

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

（注意）

- 1. . 2. (略)
- 3. 第二面関係
- ①～⑱ (略)

⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の

合は区画避難安全性を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合には階避難安全性を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑧～⑯ (略)
- 4. . 5. (略)

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

（注意）

- 1. . 2. (略)
- 3. 第二面関係
- ①～⑱ (略)

⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の

認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑳・㉑（略）
- 4.（略）

第三十六号の八様式（第六条関係）（A4）

（注意）

- 1. ・ 2.（略）
- 3. 第二面関係
- ①～⑩（略）

⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を

認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑳・㉑（略）
- 4.（略）

第三十六号の八様式（第六条関係）（A4）

（注意）

- 1. ・ 2.（略）
- 3. 第二面関係
- ①～⑩（略）

⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を

記入してください。

- ⑫～⑰ (略)
- 4. (略)

第四十七号様式 (第十条の四関係) (A 4)

(注意)

- 1. ・ 2. (略)
- 3. 第二面関係
 - ①～⑥ (略)
- ⑦ 4欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第4項第3号に掲げる工作物について記入してください。
- ⑧ (略)

- ⑨ 建築基準法施行令第138条第4項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第2(ウ)項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を4欄の「へ」に記入してください。
- ⑩ (略)

第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A 4)

(第三面)

建築物別概要

- 【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)

建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びビロに掲げる基準

記入してください。

- ⑫～⑰ (略)
- 4. (略)

第四十七号様式 (第十条の四関係) (A 4)

(注意)

- 1. ・ 2. (略)
- 3. 第二面関係
 - ①～⑥ (略)
- ⑦ 4欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第3項第3号に掲げる工作物について記入してください。
- ⑧ (略)

- ⑨ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、同法別表第2(ウ)項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を4欄の「へ」に記入してください。
- ⑩ (略)

第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A 4)

(第三面)

建築物別概要

- 【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びビロに掲げる基準

に適合する構造

- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係
 - ①～④ (略)
 - ⑤ 4欄は、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」、「(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」、「(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マーク

に適合する構造

- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係
 - ①～④ (略)
 - ⑤ 4欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」、「(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」、「(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

を入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

- ⑥ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

- ⑦・⑧ (略)
- ⑨ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、11欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）
（第三面）

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場

- ⑥ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

- ⑦・⑧ (略)
(新設)

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）
（第三面）

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

耐火構造

- 合)
耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
その他

- 【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係
 ①～④ (略)
- ⑤ 4欄は、「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」(建築

- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
その他

- 【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係
 ①～④ (略)
- ⑤ 4欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する

基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑤ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧ (略)

⑨ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、11欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

第六十五号様式(第十条の二十一関係)(A4)

(第三面)

建築物別概要

構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑥ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧ (略)

(新設)

第六十五号様式(第十条の二十一関係)(A4)

(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びビロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【9. 備考】 (略)

(注意)

- 1. ～3. (略)
- 4. 第三面関係
- ①～③ (略)
- ④ 4欄は、「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びビロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【9. 備考】 (略)

(注意)

- 1. ～3. (略)
- 4. 第三面関係
- ①～③ (略)
- ④ 4欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項

有しない場合) 1、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合) 1、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1) 1(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。) 又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2) 1(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェツクボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑤ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェツクボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェツクボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑥～⑧ (略)

⑨ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、9欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1) 1(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。) 又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2) 1(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェツクボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑤ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェツクボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェツクボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑥～⑧ (略)

(新設)

第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)

耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)

建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物

建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造

その他

建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【9. 備考】 (略)

(注意)

第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

耐火構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物

建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

その他

建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】～【9. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)
 4. 第三面関係
- ①～③ (略)
 - ④ 4欄は、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」、「(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」、「(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェツクボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェツクボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェツクボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑥～⑧ (略)
 - ⑨ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定す

1. ～3. (略)
 4. 第三面関係
- ①～③ (略)
 - ④ 4欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」、「(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」、「(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェツクボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェツクボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4欄の「準耐火構造」のチェツクボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑥～⑧ (略)
 - (新設)

る火熱遮断壁等で区画されている場合には、9欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A4）

（第五面）

各工事に係る建築物別概要

【1. 工事の番号】～【5. 構造】（略）

【6. 主要構造部】

耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）

耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）

建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）

その他

【7. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物

建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

その他

建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A4）

（第五面）

各工事に係る建築物別概要

【1. 工事の番号】～【5. 構造】（略）

【6. 主要構造部】

耐火構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）

その他

【7. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物

建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

その他

その他

建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【8. 建築基準法第61条の規定の適用】～【20. 備考】 (略)

(注意)

1. ～5. (略)

6. 第五面関係

①～④ (略)

- ⑤ 6欄は、「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」、「同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

- ⑥ 7欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、6欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建

【8. 建築基準法第61条の規定の適用】～【20. 備考】 (略)

(注意)

1. ～5. (略)

6. 第五面関係

①～④ (略)

- ⑤ 6欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」、「同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

- ⑥ 7欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、6欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてく

<p>建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。</p> <p>⑦～⑮ (略)</p> <p>⑩ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、20欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>ださい。</p> <p>⑦～⑮ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑰ (略)</p> <p>7. (略)</p>
--	---

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(計画の認定の申請)
 第二十八条 法第五条第三項第一号の耐震関係規定(第三十三条第一項において「耐震関係規定」という。)に適合するものとして法第十七条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

(略)	各階平面図	(イ)	図書の種類	明示すべき事項
		(略)		
申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であつて、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七条の四の二三号に規定する措置				

改正前

(計画の認定の申請)
 第二十八条 法第五条第三項第一号の耐震関係規定(第三十三条第一項において「耐震関係規定」という。)に適合するものとして法第十七条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

(略)	各階平面図	(イ)	図書の種類	明示すべき事項
		(略)		
申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であつて、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う同令第三百三十七条の四の三第三号に規定する措置				

2 ~ 11 (略)	(ろ)
	(略)

2 ~ 11 (略)	(ろ)
	(略)

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第三条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(図書の保存)

第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第六条第一号に掲げる場合)にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し。)とする。

2・3 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十一条第一項(特定主要構造部の一部に関するものに限る。)、法第二十条、法第二十七条第一項(特定主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。)、法第六十一条第一項(防火設備に関するもの

改正前

(図書の保存)

第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第六条第一号に掲げる場合)にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し。)とする。

2・3 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十一条第一項(主要構造部の一部に関するものに限る。)、法第二十三条、法第二十七条第一項(主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。)、法第六十一条(防火設備に関するものに限る。)、

のに限る。)、令第七十条、令第八十条の三第一号(床、壁又は防火設備に関するものに限る。)、令第九十条の三第一号及び第二号八、令第九十条の八(防火設備に関するものに限る。)、令第一百零二条第一項、第二項、第四項第一号及び第十二項ただし書、令第一百四十五条第五項、令第一百五十五条の二第一項第四号、令第一百二十九条の二の四第一項第七号ハ、令第三十七号の二の四第一号ロ並びに令第三十七号の十第一号ロ(4)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二 法第二条第九号並びに令第一条第五号及び第六号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の二・二の三 (略)

二の四 法第二十一条第一項(特定主要構造部の全部に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の五 法第二十一条第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三 (略)

三の二 法第二十七条第一項(特定主要構造部の全部に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四〇六 (略)

六の二 法第六十一条第一項(建築物の部分に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

七〇十二の四 (略)

十三 令第八十条の三第一号(建築物の部分に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十四 令第八十条の四第一項第二号及び第四項並びに令第一百二十二条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五 令第九十条の八(建築物の部分に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十六〇二十 (略)

二十一 令第二百二十八条の七第一項、令第二百二十九条第一項及び令第

令第七十条、令第九十条の三第一号及び第二号ハ、令第一百二十二条第一項、第二項、第四項第一号及び第十二項ただし書、令第一百四十五条第五項、令第一百五十五条の二第一項第四号、令第一百二十九条の二の四第一項第七号ハ並びに令第三十七号の十第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二 法第二条第九号、令第一条第五号及び第六号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の二・二の三 (略)

二の四 法第二十一条第一項(主要構造部の全部に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の五 法第二十一条第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三 (略)

三の二 法第二十七条第一項(主要構造部の全部に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四〇六 (略)

六の二 法第六十一条(建築物の部分に関するものに限る。)に係る性能評価を行う者としての指定

七〇十二の四 (略)

(新設)

十三 令第八十条の三第一項第二号及び第四項並びに令第一百二十二条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

(新設)

十四〇十六の二 (略)

十七 令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項及び令第

百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
二十二〇二十六 (略)

二十七 令第三百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十八 令第三百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十九 令第三百三十七条の四第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十 令第三百三十七条の十第一号イ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十一 令第三百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十二〇三十七 (略)

三十八 施行規則第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十九 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〇三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二十一条第一項(特定主要構造部の一部に関するものに限る。)、法第二十三条若しくは法第二十七条第一項(特定主要構造部の一部に関するものに限る。)(又は令第七十条、令第八十条の三第一号(床又は壁に関するものに限る。))、令第九十条の三第一号若しくは第二号ハ、令第

二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十七の二〇二十一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二十一の二〇二十二 (略)

二十三 施行規則第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに

同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
二十四 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〇三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二十一条第一項(主要構造部の一部に関するものに限る。)、法第二十三条若しくは法第二十七条第一項(主要構造部の一部に関するものに限る。)(又は令第七十条、令第九十条の三第一号若しくは第二号ハ、令第一百二条第二項若しくは第四項第一号若しくは令第一百五十五条の二第一

百十二条第二項若しくは第四項第一号、令第百十五条の二第一項第四号若しくは令第百三十七条の二の四第一号ロの規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(4) (略)

ロ (略)

ハ 法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条第一項（防火設備に関するものに限る。）又は令第百八条の三第一号（防火設備に関するものに限る。）、令第百九条の八（防火設備に関するものに限る。）、令第百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第百十四条第五項、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ若しくは令第百三十七条の十第一号ロ(4)の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3) (略)

ニ～ト (略)

五 (略)

項第四号の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(4) (略)

ロ (略)

ハ 法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）又は令第百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第百十四条第五項、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ若しくは令第百三十七条の十第四号の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3) (略)

ニ～ト (略)

五 (略)

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第四条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

		(特定建築行為の許可の申請書の添付図書) 第五十四条 法第八十三条第二項及び第四項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第七十九条第二項に規定する検査済証の写し又は都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し(これらに準ずる書面を含み、法第七十三条第一項の許可を受けた開発区域内の土地において特定建築行為を行う場合に限る。)及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるものとする。 一 次条第二号の地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づき命令及び条例の規定に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次の表の(イ)項、(ロ)項、(ハ)項及び(ニ)項に掲げる図書(エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、同表の(ヘ)項に掲げる図書) (イ)
各階平面図 (略)	(略)	
申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であつて、当該建築物について、増築又は改築をしようとするときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第三百三十七条の四の二第		明示すべき事項

改正前

		(特定建築行為の許可の申請書の添付図書) 第五十四条 法第八十三条第二項及び第四項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第七十九条第二項に規定する検査済証の写し又は都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し(これらに準ずる書面を含み、法第七十三条第一項の許可を受けた開発区域内の土地において特定建築行為を行う場合に限る。)及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるものとする。 一 次条第二号の地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づき命令及び条例の規定に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次の表の(イ)項、(ロ)項、(ハ)項及び(ニ)項に掲げる図書(エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、同表の(ヘ)項に掲げる図書) (イ)
各階平面図 (略)	(略)	
申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二(建築基準法施行令第三百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であつて、当該建築物について、増築又は改築をしようとするときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について行う同令第三百三十七条の四		明示すべき事項

2 ・ 3 (略)	二 (略)	(へ) (ろ)	
		(略)	三 号 に 規 定 す る 措 置

2 ・ 3 (略)	二 (略)	(へ) (ろ)	
		(略)	の 三 第 三 号 に 規 定 す る 措 置

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第五十九条第一号、第二号の四、第二号の五又は第三号の二に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けている者は、第三条の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第五十九条第一号、第二号の四、第二号の五又は第三号の二に掲げる区分に従い同項の規定による指定を受けた者とみなす。